

石川県公報

令和4年9月27日(火曜日)

号 外

(第75号)

目 次

規 則		訓 令	
○石川県財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 1		○石川県核燃料税条例施行規則 (同) 1	
○石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則 (税務課) 1		○石川県税事務取扱規程の一部改正 (税務課) 12	

規 則

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月二十七日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四歳入の表寄附金の部中「10万円」を「100万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第四の規定は、この規則の施行の日以後の歳入予算について適用し、同日前の歳入予算については、なお従前の例による。

石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和四年九月二十七日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十一号

石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則

石川県核燃料税条例(令和四年石川県条例第二十二号)の施行期日は、令和四年十月八日とする。

石川県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

令和四年九月二十七日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十二号

石川県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県核燃料税条例(令和四年石川県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等の様式)

第二条 条例第九条の申告書及び修正申告書の様式は、価額割にあつては別記様式第一号、出力割にあつては別記様

式第二号による。

(申告納付期限の延長の手続)

第三条 納税義務者は、条例第九条第一項の規定による知事の指定(以下この条において「申告納付期限の指定」という。)を受けようとするときは、申告納付期限の指定がないものとした場合における同項の規定による期限の十五日前までに、別記様式第三号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、申告納付期限の指定をし、又はしないこととしたときは、別記様式第四号による通知書を当該申請をした者に交付するものとする。

(更正又は決定に係る通知書の様式)

第四条 条例第十条の更正又は決定に係る通知書及び条例第十一条の過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定に係る通知書の様式は、価額割にあつては別記様式第五号、出力割にあつては別記様式第六号による。

(更正請求書の様式)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書の様式は、別記様式第七号による。

(賦課徴収)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収に関する手続については、石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の定めるところによる。この場合において、同規則第三条第一号中「地方消費税」とあるのは、「地方消費税及び核燃料税」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日(令和四年十月八日)から施行する。

(石川県核燃料税条例施行規則の廃止)

2 石川県核燃料税条例施行規則(平成二十九年石川県規則第二十七号)は、廃止する。

(石川県核燃料税条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 石川県核燃料税条例(平成二十九年石川県条例第二十八号)附則第四項ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる同項の規定による失効前の同条例の規定に基づき課した、又は課すべきであつた核燃料税については、前項の規定による廃止前の石川県核燃料税条例施行規則の規定は、同項の規定の施行後も、なおその効力を有する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

核燃料税価額割 (修正) 申告書							
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		精査検算	
	石川県知事 様			通信日付印	確 認 者 名		
発電用原子炉設置者の所在地							
発電用原子炉設置者の名称及び代表者の氏名							
担当者の所属部署及び氏名			所属部署 氏 名		電話番号 ()		
区 分		課税標準額		税 率	税 額		
当 初 申 告	申 告 額		千円	8.5 — 100	円		
	納 付 年 月 日		年 月 日				
修 正 申 告	修 正 申 告 額		千円	8.5 — 100	① 円		
	既 に 納 付 の 確 定 し た 額			8.5 — 100	②		
	差 引 増 差 額 (この申告により 納付すべき税額)		/		①-②		
	増差税額納付年月日		年 月 日				
課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書							
課税対象核燃料 (新規挿入分)				発電用原子炉の 設置場所及び名称			
挿入核燃料 の 体 数 (単価別区分) ③	核燃料の単価 ④	取得価額 (課税標準) ③×④	核燃料の 重量合計	核燃料の装荷期間		年 月 日から 年 月 日まで	
体	円/体	円	kgU	原子力規制委員会の 確 認 日 又 は 定 期 事 業 者 検 査 の 終 了 日		年 月 日	
				核燃料の挿入日		年 月 日	
				課 税 対 象 外 核 燃 料	再 挿 入 分 体 数	⑥ 体	
					既 挿 入 分 体 数	⑦ 体	
計	平均単価	総取得価額	総重量	核燃料の合計数		⑤+⑥+⑦ 体	
⑤ 体	円/体	円	kgU				

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第2号(第2条関係)

核燃料税出力割(修正)申告書						
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 石川県知事	年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		精査検算	
			通 信 日 付 印		確 認 者 名	
発 電 用 原 子 炉 設 置 者 の 所 在 地						
発 電 用 原 子 炉 設 置 者 の 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名						
担 当 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名		所 属 部 署 氏 名		電 話 番 号 ()		
課 税 標 準 に 関 する 明 細 書						
課 税 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで				
区 分		熱出力 ① 千kW	課税期間 の 月 数 ② 月	課税標準 ③(①×②/3月) 千kW	税 率 ④ 円	税 額 ③×④ 円
当初申告	申 告 額				34,900	
	納 付 年 月 日	年 月 日				
修正申告	修 正 申 告 額				34,900	⑤ 円
	既 に 納 付 の 確 定 し た 額				34,900	⑥
	差 引 増 差 額 (この申告により 納付すべき税額)					⑤-⑥
	増 差 税 額 納 付 年 月 日	年 月 日				
摘 要						

備考1 課税期間が同一の発電用原子炉が複数ある場合、その合計額により記載し、その内訳を「熱出力・課税期間に関する明細書」に記載してください。

2 熱出力及び課税標準について、千kW未満の端数は切り捨ててください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

熱出力・課税期間に関する明細書				
発電用原子炉の名称	熱 出 力	修正熱出力	原子力規制委員会の確認を受けた日	運転を終了した日
	千kW	千kW	年 月 日	年 月 日
合 計				

注 熱出力については、石川県核燃料税条例第6条第3項に規定する熱出力を記載してください。また、熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

核燃料税価額割に係る申告納付期限の延長申請書			
 受付印 年 月 日 石川県知事 様	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	
		通信日付印	確認者名
発電用原子炉設置者の所在地			
発電用原子炉設置者の 名称及び代表者の氏名			
担当者の所属部署及び氏名	所属部署 氏 名	電話番号 ()	
次のとおり申告納付期限を延長したいので、石川県核燃料税条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により申請 します。			
発電用原子炉の設置場所及び名称			
原子力規制委員会の確認日 又は定期事業者検査の終了日	年	月	日
申 告 納 付 期 限	年	月	日
指 定 を 受 け よ う と す る 申 告 納 付 期 限	年	月	日
申 告 納 付 期 限 の 延 長 を 必 要 と す る 理 由			

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第4号(第3条関係)

核燃料税価額割に係る申告納付期限の指定等通知書	
納税義務者 所在地 名称	第 号 年 月 日 様 石川 県 知 事 印
年 月 日付けで申請のありました申告納付期限の延長について、次のとおり申告納付期限を指定したので、石川県核燃料税条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。 指定しないこととした	
発電用原子炉の設置場所及び名称	
原子力規制委員会の確認日 又は定期事業者検査の終了日	年 月 日
指定した申告納付期限	年 月 日
申告納付期限を指定しない理由	

備考1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

核燃料税価額割更正 (決定) 通知書			
第 号			年 月 日
納税義務者 所在地 名称			様 石川 県 知 事 印
<p>地方税法第276条、第278条又は第279条の規定により、次のとおり核燃料税価額割の課税標準額及び税額(加算金)の更正(決定)をしたので通知します。</p> <p>なお、この通知書により納付すべき税額等は、指定された納期限までに次の納付場所へ納付してください。</p>			
発電用原子炉の 設置場所及び名称		核燃料の挿入日	年 月 日
区 分	課税標準額	税 率	税 額
更 正 ・ 決 定 額	千円	8.5 — 100	① 円
既に納付の確定した額		8.5 — 100	②
差 引 不 足 額	/	/	③ (①-②)
区 分	基礎となる税額	乗ずる率	加 算 金 額
過 少 申 告 加 算 金	円	— 100	④ 円
不 申 告 加 算 金		— 100	⑤
重 加 算 金		— 100	⑥
指 定 納 期 限	年 月 日	納付すべき税額等の合計額	③+④+⑤+⑥ 円
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
納 付 場 所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関		

備考 1 この更正(決定)について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。

別記様式第6号(第4条関係)

核燃料税出力割更正(決定)通知書					
納税義務者 所在地 名称	様		石川 県 知 事	第 年 月 日	号 月 日
地方税法第276条、第278条又は第279条の規定により、次のとおり核燃料税出力割の課税標準額及び税額(加算金)の更正(決定)をしたので通知します。 なお、この通知書により納付すべき税額等は、指定された納期限までに次の納付場所へ納付してください。					
更正・決定に係る課税期間	年 月 日から 年 月 日まで				
区 分	熱出力① 千kW	課税期間 の月数② 月	課税標準③ (①×②/3月) 千kW	税率④ 円	税 額 (③×④) 円
更正・決定額				34,900	⑤
既に納付の確定した額				34,900	⑥
差引不足額					⑦(⑤-⑥)
区 分	基礎となる税額		乗ずる率	加 算 金 額	
過少申告加算金	円		100	⑧	円
不申告加算金			100	⑨	
重加算金			100	⑩	
指定納期限	年 月 日	納付すべき税額等の合計額		⑦+⑧+⑨+⑩ 円	
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日		年 月 日	
納付場所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関				
熱出力・課税期間に関する明細書					
発電用原子炉の名称	当初熱出力 千kW	更正熱出力 千kW	原子力規制委員会の 確認を受けた日	運転を終了した日	
			年 月 日	年 月 日	
合 計					

備考1 この更正(決定)について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。

別記様式第 7 号 (第 5 条関係)

核燃料税に係る更正請求書			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 年 月 日 </div> 石川県知事 様	発電用原子炉 設置者の所在地		
	発電用原子炉 設置者の 名称及び 代表者の氏名		
	担当者 の 所属部署 及び氏名	所属部署 氏名	電話番号 ()
次のとおり、核燃料税 価額割・出力割 に係る更正の請求をします。			
価額割	発電用原子炉の 設置場所及び名称		核燃料の挿入日 年 月 日
出力割	課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
区 分		課税標準	税 額
更正の請求前			円
更正の請求後			
更正の請求をする理由 及び更正の請求をする に至った事情の詳細その他 参考となるべき事項			

訓 令

石川県訓令第16号

総務部 税務課
県総合事務所
県税事務所

石川県税事務取扱規程（昭和32年石川県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月27日

石川県知事 馳 浩

第6条の表第1号中「長世」を「川十世」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。